

## 財産の取得につき議決を求めることについて

下記の財産を取得するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び東近江市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年東近江市条例第65号）第3条の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和3年8月30日提出

東近江市長 小 椋 正 清

### 記

1 取得する財産 土地付区分所有建物

所在地	専有部分面積
東近江市八日市本町559番10、590番1、591番6	202.47㎡（14階建て1階部分の一部）

2 取得金額 142,550,000円

3 取得の相手方 大阪府大阪市北区中之島三丁目3番3号 中之島三井ビルディング  
東レ建設株式会社  
代表取締役 角川 政信

#### 提案理由

八日市駅前市有地活用事業において建設される拠点施設の一部を取得したく、本議案を提出するものである。